

登記・登録をされている皆様へ (重要なお知らせ)

子豚登記、F1証明、肉豚証明等を行うためには、事前に1腹記録の報告が必要になります。

○平成24年4月1日から、登録に関する規程が大幅に改正されます。子豚登記等を行う前に、1腹記録の報告(生後30日以内)が必要になります。

1腹記録をすることで、子豚登記証明書等の申込みは月齢に関係なく、いつでも出来るように改正しました。

注:1腹記録の料金は、JPPA会員は無料、非会員は1腹ごとに210円

子豚登記等の耳標も大きさ、表示方法が変更になります。

装着機も必要となりますので、早めの準備をお願いします。

登記・登録を実施する養豚経営者は、事前に「養豚経営者登録」が必要です。
パソコンを使って豚の血統管理システム(PINS)を利用する場合は、事前に「システム利用者登録(ID、パスワード取得等)」が必要です。

改正の内容についてのお問い合わせは、各県の登録業務委託団体
又は下記担当まで、ご連絡下さい。

連絡先: 〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-37-20

一般社団法人 日本養豚協会(JPPA)

担当: 小磯(こいそ)、忍田(おしだ)、湯浅(ゆあさ)

電話 03-3370-5473 FAX 03-3370-7937

